

第10節 資格認定試験

教員資格認定試験については、免許状授与の特例として教育職員免許法第16条第1項に定められており、文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学が行う「教員資格認定試験」に合格した者で、免許法第5条第1項の各号に該当しないものに授与するものである。平成30年度から、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣が行う教員資格認定試験の実施に関する事務を、独立行政法人教職員支援機構が行っている。

○免許法第5条第1項（欠格事項）

- (1) 18才未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）
ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教員認定資格試験の種類は次のとおりであり、合格者は申請により免許状の授与を受けることができます。

1 認定試験の種類	認定試験の種類		合格した者に授与できる普通免許状の種類	
		種目		免許教科等
	小学校教員資格認定試験		小学校教諭2種免許状	
	幼稚園教員資格認定試験		幼稚園教諭2種免許状	
	特別支援学校教員資格認定試験 (令和6年度～当面休止。)	自立活動 (視覚障害教育) ----- 自立活動 (聴覚障害教育) ----- 自立活動 (肢体不自由教育) ----- 自立活動 (言語障害教育)	特別支援学校 自立活動教諭1種免許状	視覚障害教育 ----- 聴覚障害教育 ----- 肢体不自由教育 ----- 言語障害教育
	高等学校教員資格認定試験	情報	高等学校教諭1種免許状	情報
2 受験資格	実施される認定試験の詳細は、毎年、文部科学省のホームページに掲載されますので、教員資格認定試験の案内、受験資格等を確認願います。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 文部科学省のホームページ→教育 →教師の養成・採用・研修等→教員資格認定試験 </div>			
3 申請方法	免許状の申請方法については、第11節「申請方法及び申請書類」を参照してください。			